

## 指定介護予防支援事業の指定対象拡充に伴う Q&A

※今後国 Q&A 発出内容により変更の可能性があります。

令和6年3月5日現在

問1 指定居宅介護支援事業所のすべてが指定介護予防支援の指定対象となるのか。  
また、指定対象となる場合、指定介護予防支援の指定も併せて受けることが求められるのか。

(答) 指定居宅介護支援事業所としての人員及び運営に関する基準を満たしていれば、基本的に指定介護予防支援事業所としての指定要件を満たしているものと判断できます。

ただし、指定居宅介護支援において、経過措置適用により管理者が主任介護支援専門員でない場合は、指定介護予防支援事業所としての指定を受けることはできません。

また、制度上、指定居宅介護支援事業所は必ずしも指定介護予防支援事業所の指定を併せて受ける必要はありませんが、今回の指定対象拡充により、併せて指定を受けることにより要支援の方が要介護となった場合においても継続して同一事業所でケアプランを作成することが可能となること等利用者の利便向上に寄与すること等も勘案のうえ検討することとしてください。

問2 今回の指定対象拡充により、総合事業（訪問型・通所型サービス）のみを利用する方への介護予防ケアマネジメント業務についてはどのような取り扱いとなるか。

(答) 介護予防ケアマネジメント業務については、引き続き介護予防サービス計画を地域包括支援センターが直接作成するか、地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業所が作成することとなります。

なお、介護予防ケアマネジメント業務については、これまでどおり居宅介護支援に係る介護報酬上の取扱件数には算入されません。（介護予防支援業務については従来の 1/2 件数から 1/3 件数に緩和。）

### 【指定介護予防支援業務と介護予防ケアマネジメント業務】

	指定介護予防支援業務	介護予防ケアマネジメント業務
業務内容	要支援者に係る介護予防サービス計画の作成	
サービス類型	保険給付サービス	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）サービス
対象者	介護保険給付サービスを位置付ける方	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスのみを位置付ける方
契約者	地域包括支援センター又は指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター
計画作成者	地域包括支援センター又は指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者
計画作成に係る届出書	介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書	
給付管理業務実施者	地域包括支援センター又は指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター
計画作成料	介護報酬 ・地域包括支援センター 442 単位 ・指定介護予防支援事業者 472 単位	委託料 4,000 円 ※地域包括支援センターが直接作成する場合を除く。

問3 指定介護予防支援事業所として業務を行う場合、これまで地域包括支援センターから配布を受けているシステム（ワイズマン ASP システム）を活用することは可能か。

(答) これまでの地域包括支援センターからの委託業務ではなく、独立した事業所として業務履行することとなりますので、事業所番号が異なるとともに、また、個人情報保護の観点からも配布システムを使用することは出来ず、新たに事業所としてシステム環境を構築する必要があります。（地域包括支援センターからの受託業務として行う場合は、引き続きシステム利用が可能です。）

問4 指定介護予防支援の指定を受けなかった場合でも、これまでどおり、地域包括支援センターから委託を受けて指定介護予防支援を行うことは可能か。

また、指定介護予防支援の指定を受けたいうえで、他の利用者について地域包括支援センターから委託を受けて指定介護予防支援を行うことも可能か

(答) いずれの場合も可能です。(後段については、介護予防ケアマネジメント業務は引き続き地域包括支援センターが契約者のため、総合事業(訪問型・通所型サービス)の利用が主体の利用者で、福祉用具貸与や短期入所等の保険給付サービス利用が一時的であることにより、計画作成事業所が利用実績により頻りに地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所(居宅介護支援事業所)との間を行き来する可能性が高いケース等が想定されます。※委託を受けて行うことにより契約事業所の変更を行う必要がなくなります。)

問5 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を地域包括支援センターから委託を受ける場合の委託料単価は変更となるのか。

(答) 介護予防支援費に係る介護報酬が引き上げられた(基本単位: 438 単位→442 単位)ことに伴い、委託料(基本単価)についても現行の 3,900 円/件から 4,000 円/件に増額する方向で現在調整中です。

問6 指定介護予防支援に係る人員基準では管理者及び指定介護予防支援の業務に必要な1以上の介護支援専門員の配置が位置付けられているが、当該人員は指定居宅介護支援とは別に配置する必要があるのか。

(答) 指定介護予防支援事業所は指定居宅介護支援事業所と一体的に運営されていることを踏まえ、別に人員を配置する必要はありません。なお、両事業所の管理者業務を同一の主任介護支援専門員が行う場合であっても兼務扱いとは致しません。(従って、管理者は従前どおり、当該管理者業務に支障がない範囲で事業所内介護支援専門員業務又は他の事業所業務との兼務が可能です。)

問7 居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けて利用者を担当する場合、契約書や重要事項説明書等は一体的に作成することで差し支えないか。

(答) 契約書や重要事項説明書等は、居宅介護支援業務と併せて一体的に作成することで差し支えありません。また、勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置及び虐待の防止のための指針整備等についても、同様に、一体的に行うことで差し支えありません。

問8 現在保険給付サービスを利用している要支援者について、令和6年4月以降介護予防サービス計画作成事業所はどのような取り扱いとなるか。

(答) 現行利用者については、指定介護予防支援に係る契約主体が地域包括支援センターのため、原則としては引き続き地域包括支援センターが直接又は委託により介護予防サービス計画を作成することとなります。ただし、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けることにより、利用者にとって選択肢が拡大されることを踏まえ、令和6年4月以降(モニタリング等の機会を捉え)順次制度改正の趣旨を説明のうえ、利用者が希望する場合は、契約事業所を変更のうえ担当をお願いすることとなります。特に、指定介護予防支援を受託し、実質的に介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所において作成している利用者については委託事業所において説明いただき、本人が同意する場合は、積極的に契約事業所を変更していただいで差し支えありません。

なお、指定介護予防支援の指定を受けていない居宅介護支援事業所につきましては、引き続き地域包括支援センターからの委託により介護予防サービス計画の作成をお願い致します。

問9 地域包括支援センターから指定介護予防支援の委託を受けて介護予防サービス計画を作成している利用者について、新たに指定介護予防支援事業所の指定を受けて担当する場合、事業所として新たに契約の締結及び重要事項の説明等を行う必要があるか。

(答) 指定事業所として新規に利用者を担当することとなるため、新たに契約の締結及び重要事項の説明等を行う必要があります。

また、契約締結後は「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険課に提出することとしてください。

問10 問9により介護予防サービス計画の作成事業所を変更する場合、介護予防サービス計画を再度作成し直す必要があるか。

(答) 利用者の状態等に変更なく、現行の介護予防サービス計画を見直す必要がないと判断される場合は、「軽微な変更」に該当するものとして、介護予防サービス計画作成事業所を修正することにより差支えありません。(計画期間についても変更の必要はありません。)

ただし、この場合は、計画の新規作成プロセスを踏まえるものではないため、介護報酬上における初回加算の算定要件は満たさないものとして取り扱います。(事業所変更を機に計画の見直しを行う場合は、初回加算を算定して差し支えありません。)

問11 新たに指定介護予防支援の指定を受けて業務を行う場合、介護予防サービス計画書の様式(関連様式を含む。)はどのようなものとなるか。

(答) 基本的に「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について(平成18年老振発0331009号)」に定める様式を活用することとしてください。(現在地域包括支援センターの委託業務に使用している様式に同じです。)

事業所の事情により若干の改変を行う場合においても国通知に定める記載事項を省略することのないよう、ご留意願います。

問12 新規利用者について、認定前に要支援者と想定し、介護予防サービス計画を作成、暫定利用していた方が、要介護者として認定された場合、どのような取り扱いとなるか。

(答) 当初の「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」提出日に遡及して保険給付を認めるため、「居宅介護サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険課に提出の際に「ケアプラン作成等依頼届出書に関する申出書」を添付することとしてください。(※要介護者と想定して居宅サービス計画を作成して暫定利用していた方が要支援者として認定された場合も同様です。)

なお、この場合、居宅介護支援における取扱件数が暫定利用時に1/3件と想定していたものが1件として算定されますので、ご注意ください。

問13 指定介護予防支援に係る契約書例等について、提示の予定はあるか。

(答) 現時点では提示の予定はありません。

指定居宅介護支援に契約書や現行の地域包括支援センターが利用している「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書」等を参考に、各事業所において作成することとしてください。

問 14 利用者により特定の月に保険給付サービスの利用実績がなかった場合、指定介護予防支援費の請求を行うことが出来ないが、この場合、どのような取り扱いとなるか。

(答) 特定の月に介護予防サービス計画に位置付けていた保険給付サービスが、何らかの事由により利用に至らなかった場合は、当該保険給付サービスに係る給付管理票を作成する必要がないため、指定介護予防支援費の算定は行われず、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けたものとして取り扱い、地域包括支援センターから委託料（予定額：4,000 円）が支払われることとなります。（総合事業（訪問型・通所型サービス）に係る給付管理票は地域包括支援センターにおいて作成します。）

この場合、当該月に限り、介護予防サービス計画作成事業所が変更する取り扱いとなりますので、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント業務に係る契約を利用者と行い、介護保険課に事業者名を「地域包括支援センター」と記載し、「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出することとなります。（その際、事業所におかれましては地域包括支援センターに介護予防サービス計画書（※紙媒体で可。）を提出することとしてください。）

また、翌月に再度保険給付サービスを利用する場合は、指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）として再度当該事業者名を記載のうえ「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険課に提出願います。（契約については、事業所として既契約が継続しているものと判断される場合は、再度締結する必要はありません。※介護予防ケアマネジメント業務への一時移行により契約終了と取り扱う場合は、再契約を行う必要があります。）

なお、介護予防サービス計画作成事業所が地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）との間を行き来することとなりますが、問 10 同様、介護予防サービス計画書については、「軽微な変更」に該当するものとして取り扱っていただいて差支えありません。

※煩雑な業務となりますが、当面、上記取り扱いと致します。今後、国通知や他市動向等を踏まえ、必要に応じ修正を行います。

問 15 居宅介護支援事業所として早期に指定介護予防支援の指定を受ける予定としているところであるが、システム環境構築に所要の期間を要するため、令和 6 年 5 月からの事業開始とならざるを得ない状況である。この場合において、

- ①令和 6 年 4 月 1 日からの事業開始として指定を受け、当月中に契約締結、同年 5 月からの事業開始
  - ②令和 6 年 5 月 1 日からの事業開始として指定を受け、当該指定日以降契約締結、事業開始
- のいずれの取扱いとなるか。

(答) 実際の介護予防サービス計画作成業務が令和 6 年 5 月 1 日からの開始であれば、指定有効年月日は同日になります。

但し、業務の円滑な履行を推進する観点から、指定申請書について「指定申請をする事業の開始予定年月日」欄に令和 6 年 5 月 1 日と記載のうえ早期に提出していただいた場合は、指定通知日を令和 6 年 4 月中に設定出来ますので、当該指定通知日以降であれば契約等準備行為を行っていただいて差支えありません。

問 16 指定介護予防支援を担当していた利用者が、介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することとなった場合、給付管理票の作成はどの事業所が行うこととなるか。

(答) 歴月を通じて介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成することとなります。

なお、月の途中で利用開始又は月途中で利用を終了した場合は、指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）が給付管理票を作成することとなります。（この場合、介護予防支援費の請求が可能です。）

問 17 現在、地域包括支援センターから指定介護予防支援の委託を受けて介護予防サービス計画を作成している利用者について、今後、新規に指定介護予防支援事業所として担当することとなった場合、介護予防サービス計画の終了評価を行い、地域包括支援センターに提出する必要はあるか。

(答) 現行介護予防サービス計画の見直しは行わず、計画内容を引き継ぐ場合(「軽微な変更」として作成事業所の変更のみを行う場合)は、終了評価を行う必要はなく、その旨支援経過記録に記載することとしてください。

問 18 問 14 のような業務の煩雑化を避けるため、指定介護予防支援事業所(居宅介護支援事業所)として、必要性につき合理性が低い場合でも、意図的に保険給付サービス(福祉用具貸与等)を位置付ける惧れはないか。

(答) 今回の制度改正により指定介護予防支援事業所の対象拡充は「地域包括支援センターの一定の関与のもと」行われるものされており、具体的には包括的・継続的マネジメント業務として、「介護予防サービス計画の検証」が追加され、そのための保険者への情報提供義務や効果的な介護予防サービス計画作成のため、地域包括支援センターに助言を求めることが出来る旨の規定が改正介護保険法において位置付けられたところです。

こうした状況を踏まえ、本市としましては「地域包括支援センターの一定の関与」として、次のように取り扱うものと致します。

- (1) 新規に作成を行う介護予防サービス計画書についての地域包括支援センターへの提出
- (2) 当該提出のあった介護予防サービス計画書に疑義がある場合の指定介護予防支援事業所(居宅介護支援事業所)へ内容確認。※必要と判断される場合に限りです。
- (3) 必要に応じての介護予防サービス計画内容の質的向上を目的とした地域ケア個別会議への事例提出 等

問 19 指定介護予防支援事業所として指定を受けた場合に、これまでの委託業務との取扱いに係る実務上の相違はどのようなものか。

(答) 具体的には、次のような事項が想定されます。

- (1) 契約主体として、利用者への説明と同意の責務。
  - (2) 指定事業所としての指定基準(四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年四国中央市条例第 3 号)) 遵守の責務
  - (3) 給付管理業務及び指定介護予防支援費の請求業務の追加 等
- 特に(2)については、「サービス提供拒否の禁止事項」が明記されていますので、困難事例等利用者によって担当を拒否することがないように、ご注意ください。

問 20 今回制度改正では、指定介護予防支援の見直しの他に、地域包括支援センター業務(総合相談支援業務)の居宅介護支援事業所への一部委託が可能な旨位置付けられているが、具体的な予定はあるか。

(答) 現時点では、委託可能業務範囲や委託料基準額等詳細事項が不明ですので、今後、国からの情報提示があり次第、検討を行う予定です。